

# いじめ対策に関する 保護者向けハンドブック



公益社団法人 日本PTA全国協議会

# CONTENTS

---

ごあいさつ	1
いじめ対策に関する公益社団法人日本 PTA 全国協議会からのメッセージ	2
いじめ根絶といのちの大切さを訴える 5 カ条	3
これまでの公益社団法人日本 P T A 全国協議会の取り組み	4
日本 P T A のいじめ対策への取り組み	5
子ども（問題行動を抱える児童生徒）から見た 三つの壁と見えない三つの山	6
いじめ防止対策推進法について（抜粋）	8
いじめ防止対策推進法施行（平成 25 年 9 月）から 1 年 全国レポート	9
関連資料① いじめ防止対策推進法	15
関連資料② 重大事態が発生した時の公的な 対応フローを知っておこう	16
関連資料③ いじめ防止対策に関する地方自治体の事例紹介	17
関連資料④ 家庭で発見!! いじめサイン事例集	19
編集後記	20

---

# ごあいさつ

公益社団法人 日本PTA全国協議会

会長 寺 本 充

日頃より公益社団法人日本PTA全国協議会（以下、本協議会）の活動に対しまして格別のご理解・ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、『個』を尊重する価値観の下、コンビニエンスな社会が進む一方で、公共性のある課題が山積している昨今、子どもたちを取り巻く社会背景、教育環境のなかでも『いじめ問題』が大きな社会問題となっています。ネットにつながるゲーム機器、携帯電話やスマートフォンの急激な普及は、新たないじめの発生にもなっています。平成25年9月にはいじめ防止対策推進法が施行され、『国・地方いじめ防止基本方針』の策定や『いじめ問題対策連絡協議会』の設置などが求められました。

本協議会の取組みにおいても、平成23年10月、大津市で発生した中学生の自殺の原因がいじめにあると考えられたことを受けて、平成24年7月には『いじめ問題への適切な取組について』の要望書を文部科学大臣に提出し、学校・行政のより一層の適切な取組や保護者・地域との連携の強化など、効果のある措置を講じるよう要請しました。さらに、同年8月には各地方協議会会長あてに『いじめ根絶』と『いのちの尊さ』の再確認と周知を今日まで継続的にお願いしてまいりました。また、平成27年度はこれまでの総務委員会の検討を踏まえて、いじめ対策に関する本協議会の保護者（家庭）向けにハンドブック（以下『ハンドブック』）を取りまとめました。

『いじめ対策推進法』は、主に学校・教育委員会（行政）が取り組むことを主眼とした法律で、当然、PTAとしてもレビューなどの評価・点検も必要ですが、今回作成したこの『ハンドブック』は、この法律の一部（第9条）、『保護者の責務』の項に焦点を当て、確認することを通して、保護者（家庭）が果たすべき役割についてまとめたものです。

子どもたちが心豊かに健やかに成長することができる環境づくりのため、各地方協議会をはじめ、各PTAの皆さんに、この『ハンドブック』をご一読いただき、子どもたちに寄り添い、子どもたちの声を十分に聞いていただきたいと願っています。このハンドブックがその一助となり、保護者（家庭）の皆様にも周知していただくこと、そしてご活用いただけることをご期待申し上げます。

諸事ご多用のこととは存じますが、何とぞ趣旨をご理解いただきますようお願い申し上げます。末筆になりましたが、貴殿並びに貴PTAのますますのご発展とご活躍をお祈り申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

# いじめ対策に関する公益社団法人日本PTA 全国協議会からのメッセージ

## 保護者へのお願い

### ●子どもたちの健やかな成長を願って

家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすことで、子どもたちが健やかに成長し、さらには、いじめをなくすことにつながります。その中で、保護者の役割について考えてみましょう。

### ●いじめをなくすために

いじめ問題については、保護者の理解や協力が必要であり、学校と地域が連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいかなければなりません。

#### いじめの定義 (概略)

「いじめ」とは、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものです。(いじめか否かの判断は、いじめられる側の感じ方を尊重します。)

#### 保護者の役割

### 保護者へのお願い

#### (1) お子さんに向き合ってください

保護者の皆さんからの訴えが、いじめ発見のきっかけの一つとなることがあります。「保護者を心配させたくない」「さらにいじめられるのではないか」という気遣いや心配から、事実を言わない子どもたちもいます。しかし、「つらい、苦しい、早く気がついて」と心の中で叫んでいることがあります。

また、いじめをしている子の中には、ストレスを抱えている子が多いと言われています。お子さんと過ごす時間を作って、可能な限りお子さんが安心できる家庭作りに努めましょう。そして、お子さんの話を聞いたりお子さんの行動や状態に向き合いましょう。学校が行うアンケート調査や面談の機会を利用して、家庭の中で、いじめについて話し合ってみましょう。

#### (2) お子さんの変化に敏感になってください

いじめの早期発見や防止には、日頃のお子さんの様子の変化に気づくことが大切です。普段のお子さんの様子はどうですか。

自治体の取り組みとして京都市教育委員会の取り組みを関連資料③で取り上げています。また、関連資料④では富山県射水市児童サポートネットワーク連絡協議会でまとめられた、家庭でキャッチできる「いじめられている子どものサイン」「いじている子どものサイン」を掲載しました。ぜひ参考にしてください。

# いじめ根絶といのちの大切さを訴える5カ条

公益社団法人日本PTA全国協議会のいじめ問題に関する再確認(2012年発表)

一、いじめに気がついたら「素早く対応」しよう。

一、子どもたちが発する「シグナル」に注意しよう。

一、子どもたちに「『いのち』の大切さ」を教えよう。

一、子どもたちに「いじめはしてはいけないこと」だと教えよう。

一、私たちは「子育ての第一責任者である」ことを認識しよう。

このハンドブックを参考に、いじめ防止の取り組みを全国各地で広めましょう!!

# これまでの公益社団法人日本PTA 全国協議会の取り組み

公益社団法人日本PTA全国協議会

平成24年度会長 武田 岳彦

平成24年度専務理事 伊藤 一義

公益社団法人日本PTA全国協議会は、子どもたちが誇りをもち、夢をもち、将来に希望と自信の持てる教育環境や安全で安心な生活環境及び人との関わり、いのちの大切さといった人間関係を醸成できる環境を私たち保護者と教職員、そして大人（社会）がつくっていかなければならないと考えます。

いじめが社会問題となった昭和60年代より、子どもたちを守る教育の原点が家庭教育にあることに立ち返り、一丸となって「いじめの根絶」と「いのちの大切さ」について、いじめ撲滅のため様々な活動を行ってきました。文部科学大臣への適切な取組の要望書の提出、文部科学大臣との対談、各協議会への緊急アピール文の発信、いじめに関する研修会その他数多くの取組を行ってきました。

特に、平成23年10月、滋賀県大津市の当時中学2年生男子がいじめを原因に自ら命を絶つという悲しい事案が起き、平成24年7月、多くのマスコミ報道がありました。日本PTAは、緊急に「いじめ対策検討委員会」を発足し、「いじめ問題への適切な取組について」の要望書を文部科学大臣に提出、国を挙げての取組をお願いしました。また、「いじめの根絶といのちの大切を訴える5カ条」を作成し、会長名で全国61協議会に緊急アピール文を添え発信、「いじめの根絶」と「いのちの尊さ」の再認識と全国の保護者への周知をいたしました。

また、関係省庁に対しては、子どもを守るとの視点を中心に、学校・教育委員会のより一層の適切な取組や保護者、地域との連携の強化など、いじめを根絶できる効果のある措置を講じるよう何度も訴えてきました。

日本PTA全国協議会は長きに渡り、いじめ問題に取り組んできました。残念ながら、いじめは撲滅されていません。数多くのいじめ問題が全国で起きています。いつ、どこで起きても不思議ではありません。これからも「いじめの根絶」と「いのちの大切さ」への周知徹底を休めることなく、各協議会や保護者への発信、関係省庁、関係団体との連携を強化し、我々の愛する子どもたち全員が、夢や希望を持ち、学校生活を満喫できる環境を作っていくと強く願います。

# 日本PTAのいじめ対策への取り組み

## 1985年（昭和60年）

- ・「いじめ」ラブ・クリーン運動  
深刻化する「いじめ」行為を父母と教師と地域住民のひたむきな愛情で一層する運動
- ①家庭教育の見直し
- ②「いじめ」や生徒指導について、学級・学年、地区懇談会などを開催する
- ③「いじめ」について、学校・教師が一丸となり、積極的に取り組むことを求める（11月）

## 1995年（平成7年）

- ・いじめによる自殺に対する緊急アピール

## 1996年（平成8年）

- ・いじめ対策について緊急セミナー開催（神戸市）
- ・いじめ問題について文部大臣と日本PTA全国協議会会長（当時）が対談

## 2006年（平成18年）

- ・「いじめ根絶と命の尊さを訴える」緊急アピール

## 2012年（平成24年）

- ・いじめ対策検討委員会が発足
- ・（文部大臣）いじめ問題への適切な取り組みについて（お願い）
- ・いじめ根絶と命の大切さを訴える5カ条のメッセージを発出

## 2013年（平成25年）

- ・いじめ防止対策推進法制定に向け、各関係機関に働きかけをする
- ・いじめ防止対策推進法施行後、「地方いじめ防止基本方針」策定、「いじめ問題対策連絡協議会」設置を呼びかけながらレビュー（評価点検）を開始する

## 2014年（平成26年）

- ・定時総会にていじめ問題に関する講演を開催
- ・総務委員会においていじめ問題に対する保護者の対応のあり方について協議を開始

## 2015年（平成27年）

- ・保護者向けハンドブックを発行

# 子ども(問題行動を抱える児童生徒)から見た 三つの壁と見えない三つの山

文教大学教授・臨床心理士  
柳 生 和 男

子どもから見た三つの壁とは、その一つ目は「親の壁」、二つ目は「先生の壁」、そして、三つ目は「友達の壁」です。いじめ、不登校、非行などは子ども達の周辺で起こる問題はこれら壁によって囲まれることから起こってきます。また、その苦しみから逃れよう、乗り越えようとする時に立ち足はだかるのもこの三つの壁です。

## 「親の壁」

親の生育態度や親が作る環境は子どもの根本的な適応力に大きな影響及ぼします。家庭は子どものエネルギー再生工場です。パワーダウンしたままでは、友達や先生の何気ない言葉や行動に傷つけられることが増えてきます。また、親の生き方やあり方も時には親子の信頼関係を損なうことにもなりかねません。まずは、なにはなくても子どもが安心できる家庭、気軽に何でも話せる間柄、子どもを愛している親、子どもに尊敬される親、普段から学校と気楽に協働できる親、在り方・生き方の見本となる親、こどもの変化に気づくことのできる親でありたいものです。保護者にとっては耳の痛い話ですが、近頃はなんでも人のせいにする風潮が見られます。担任や学校のせいだと他罰傾向に走る前に、まずは自分の足元を固めることが必要です。

## 「先生の壁」

先生は、いつも子どもに関わる先生、子どもの変化に気づく先生、子どもに付く（空間を一緒に出来る）先生が信頼される先生の絶対条件です。これは別々に機能するものではありません。まさに、三位一体の概念でありこれこそが先生の本当の仕事です。先生の世間知らずを嘲り、効率主義や成果主義があたかも良い先生という偶像を作り上げて、先生から教育の根本を奪う状況の中から、わずか30人程度の学級の中で起こる「いじめ」にも気づかない先生が生まれてくるのです。子どもの変化に気づかない先生や子ども達は自然に生まれてくるものではありません。「状況の力」とは心理学ではよく紹介される実験です。弱者と強者の役割の芽が次第に目に見えない権威主義的で人格を無視するような学級や学校の雰囲気をつくり、担任も職員室すらこうした渦に巻き込まれていくのです。いじめの現場も教師や子どもから言葉と行動を奪ってしまうのです。

先生の教育姿勢や態度は子どもの問題解決の選択や自発的な動機づけに大きな影響を及ぼします。とりわけ、すでに親からその適応力を削がれた児童生徒については、先生の言動で致命的になります。どちらが悪いではなく、共犯関係なのです。だからこそ児童生徒理解の大切さが強調され、子どもとじっくり向き合える余裕が先生に必要なわけです。

いじめの根の除去は学級経営に尽きると言えます。個の大切さや個の自主性を強調すればするほど個が社会の中で育つという意識が希薄になり、集団を制御する能力が先生から失われていきます。支持的で温かい学級集団をつくるのが、いじめや不登校、非行をなくすキーポイントです。温かい学級集団の中にあってはじめて学習効果が生まれ、友情も育ちます。

子どもがいくら目や言葉や表情で危機状態を訴えても、気づかない先生。先生がいじめの研修やレポートづくり、クレマー対応などで早朝から深夜まで働いて、民間企業と同じだと胸を張っていてもブラックジョークにしかなりません。子どもに向き合える余裕のある先生を生む環境づくりこそ喫緊の課題なのです。

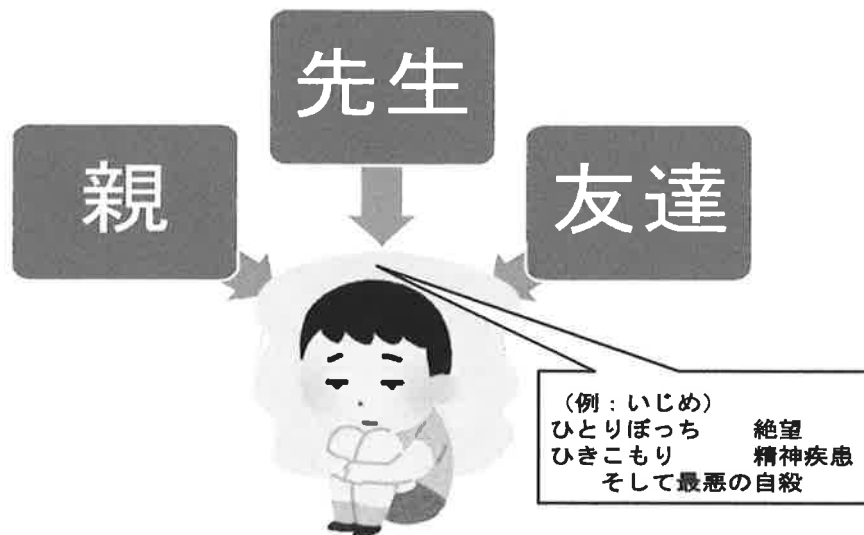


## 「友達の壁」

いじめられている子どもは今まで仲良くしていた友達の目が、どこか別の方向を向き始めたことを敏感に察知し、絶望の縁に立たされます。「君だけはと信じていたのに」と被害者は口を揃えます。被害者も学級の成員も、もはやこのクラスではなにも為し得ないと諦めてしまいます。いじめが見過ごされる学級は、成員同士のつながりも分裂し、個々の不安が集合した極めて不安定な状態になっています。

こうした学級の子どもたちは権力を指向したり、力にたより反民主主義的な態度といった不健全な人格特性を身につけると言われています。

### 問題行動を抱える子どもから見た 三つの壁と見えない三つの山



この三つの壁のひとつでも彼らを受け入れてくれていたら、決してして最悪の決断やひきこもりを選択することはないでしょう。

さて、標題にある三つの山。この山は子どもからは見えません。しかし、大人は少し目を懲らしてみれば容易にその存在に気がつきます。人間の意識と行動の特殊性、組織や社会の制度（システム）、そして私たちが構成している文化、規範が挙げられます。前述した三つの壁の存在を大きく左右する存在です。いじめや不登校、学校の荒れに直接関係がありそうなのは人間の特殊性くらいと思いがちですが、実はシステムや規範にメスを入れない限り問題の解決には至りません。いじめ問題には保護者や先生が直ぐにでも手がつけられることと、そうでないものに分けられます。

講演では、ベルリン市州のリヒテンベルグの学校と地域が取り組んでいるいじめのない学校、学級を例にとってお話し、いじめの理解や臨床的対応に終始することから脱却して、いじめを生まない学校、学級づくりといった教育の原点への回帰や心の教育について触れさせていただきました。

日本PTA全国協議会定時総会における講話より一部抜粋

# いじめ防止対策推進法について（抜粋）

## 保護者の責務を確認しよう

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（原文のまま）

### 解説

#### 第9条 保護者の責任

子どもに正しい教育を行うことは、保護者の務めです。対象の子どもがいじめを行わないように指導していく責任があります。

また、対象の子どもがいじめられた場合、子どもを守らなければいけません。同時に国や自分の住む地域、学校が行ういじめ防止活動にできる限り協力しなければいけません。

※上記の内容はあくまでわかりやすく条文を説明したもので、個別具体的なケースの適用に際しては解釈の余地があります。

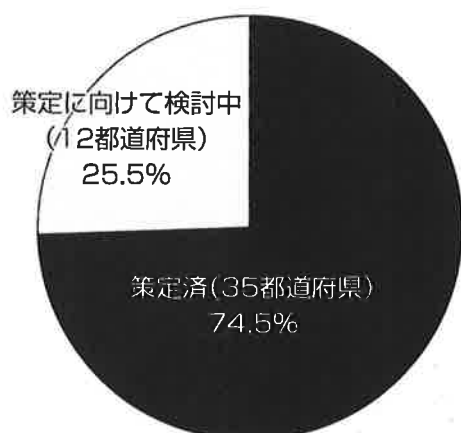
※この法律は平成25年9月に施行されました。特に第1条～4条までは、「目的・定義・基本理念・いじめの禁止」の項目で大切ですので関連資料①でご確認下さい。

※このページでは、保護者の責務の項にフォーカスしていじめ防止推進法第九条を紹介しました。

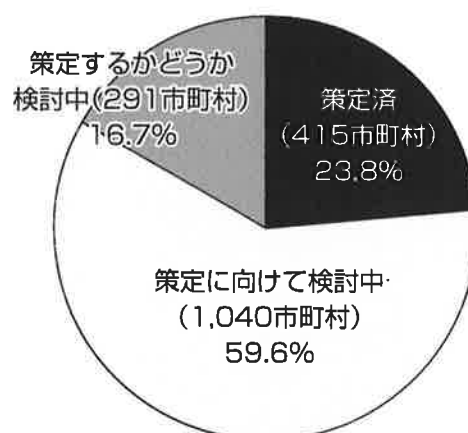
# いじめ防止対策推進法施行(平成25年9月)から1年 全国レポート

文部科学省初等中等教育局児童生徒課ホームページ「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(以下調査という)より気になるデータを抜粋し、簡単なコメントをつけ掲載しました。その他たくさんのデータが公表(平成26年10月16日)されていますので、状況に応じて活用できると思います。

## ●いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

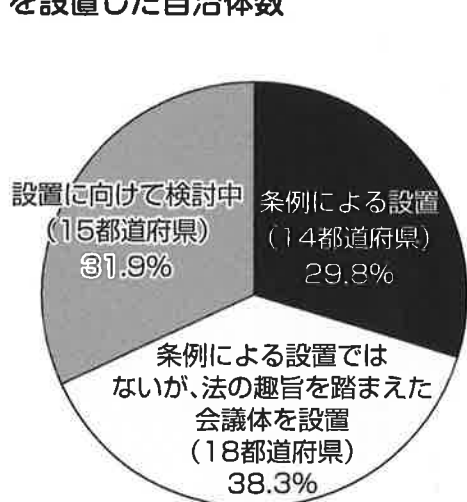


対象：都道府県

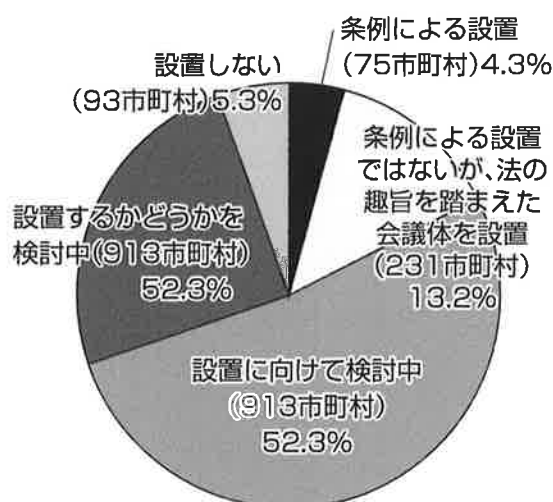


対象：市町村

## ●いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置した自治体数



対象：都道府県



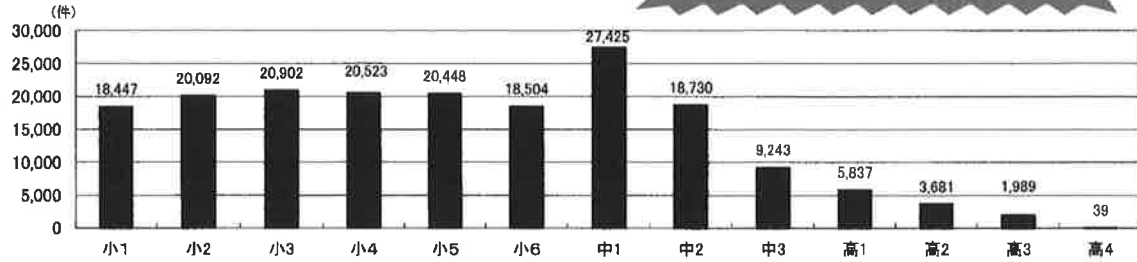
対象：市町村

※ 25年度の調査「3. いじめ」の②、③を基にデータをグラフ化いたしました。  
 ※各都道府県別の詳細データにつきましては、ホームページでご確認下さい。

# 平成25年度調査「3. いじめ」(4)

**中学校入学時要注意!!**

<参考7> 学年別いじめの認知件数のグラフ (国公立私)



(3-7) いじめの態様

**人ごとでない実態!!**

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	国立	300	70.3	125	70.6	8	66.7	3	50.0	436	70.1
	公立	74,461	63.2	36,381	67.8	5,483	61.2	441	58.0	116,746	64.5
	私立	477	75.4	900	63.2	1,197	57.2	0	0.0	2,574	62.0
	計	75,238	63.3	37,406	67.7	6,888	60.4	444	57.8	119,756	64.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	国立	132	30.9	57	32.2	3	25.0	1	18.7	193	31.0
	公立	25,732	21.8	9,153	17.1	1,515	17.0	81	10.6	36,481	20.1
	私立	240	37.9	288	20.2	311	14.9	0	0.0	839	20.2
	計	26,104	22.0	9,498	17.2	1,829	16.6	82	10.7	37,513	20.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	国立	142	33.3	26	14.7	1	8.3	0	0.0	169	27.2
	公立	30,432	25.8	10,173	19.0	1,588	17.8	180	23.7	42,373	23.4
	私立	128	20.2	258	18.1	429	20.5	0	0.0	815	19.8
	計	30,702	25.8	10,457	18.9	2,018	18.3	180	23.4	43,357	23.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	国立	15	3.5	3	1.7	0	0.0	0	0.0	18	2.9
	公立	10,456	8.9	3,275	6.1	628	7.0	60	7.9	14,419	8.0
	私立	18	2.8	103	7.2	191	9.1	0	0.0	312	7.5
	計	10,489	8.8	3,381	6.1	819	7.4	60	7.8	14,749	7.9
金品をたかられる。	国立	2	0.5	4	2.3	1	8.3	0	0.0	7	1.1
	公立	3,248	2.8	933	1.7	367	4.1	24	3.2	4,572	2.5
	私立	3	0.5	63	4.4	100	4.8	0	0.0	166	4.0
	計	3,253	2.7	1,000	1.8	468	4.2	24	3.1	4,745	2.8
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	国立	56	13.1	12	6.8	2	16.7	0	0.0	70	11.3
	公立	10,302	8.7	3,536	6.6	775	8.7	71	9.3	14,884	8.1
	私立	80	12.6	140	9.8	131	6.3	0	0.0	351	8.5
	計	10,438	8.8	3,688	6.7	908	8.2	71	9.2	15,105	8.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	国立	56	13.1	14	7.9	1	8.3	1	16.7	72	11.6
	公立	10,477	8.9	3,735	7.0	835	9.3	70	9.2	15,117	8.3
	私立	52	8.2	128	9.0	203	9.7	0	0.0	383	9.2
	計	10,585	8.9	3,877	7.0	1,039	9.4	71	9.2	15,572	8.4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	国立	2	0.5	25	14.1	3	25.0	1	16.7	31	5.0
	公立	1,704	1.4	4,587	8.6	1,707	19.1	63	8.3	8,061	4.5
	私立	5	0.8	223	15.6	466	22.3	1	100.0	695	16.7
	計	1,711	1.4	4,835	8.8	2,176	19.7	65	8.5	8,787	4.7
その他	国立	5	1.2	0	0.0	1	8.3	0	0.0	6	1.0
	公立	5,730	4.9	1,924	3.6	440	4.9	41	5.4	8,135	4.5
	私立	27	4.3	43	3.0	80	3.8	0	0.0	150	3.8
	計	5,762	4.8	1,967	3.6	521	4.7	41	5.3	8,291	4.5

(注1) 複数回答可とする。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

# 平成25年度調査「3.いじめ」(9)

学校の取り組みを参考に  
がんばろう!!

(3-9)学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

区 分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	構成比 (%)	学校数 (校)	構成比 (%)	学校数 (校)	構成比 (%)	学校数 (校)	構成比 (%)	学校数 (校)	構成比 (%)	
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	国立	72	97.3	75	97.4	16	84.2	39	86.7	202	94.0
	公立	20,086	96.4	9,534	97.2	3,841	91.0	853	83.7	34,314	95.6
	私立	190	86.0	618	78.4	1,112	73.8	10	71.4	1,930	76.3
	計	20,348	96.3	10,227	95.8	4,969	86.5	902	83.7	36,446	94.3
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	国立	47	63.5	33	42.9	4	21.1	11	24.4	95	44.2
	公立	16,043	77.0	7,207	73.4	2,446	58.0	516	50.6	26,214	73.0
	私立	89	40.3	247	31.3	482	32.0	1	7.1	819	32.4
	計	16,179	76.6	7,487	70.1	2,934	51.1	528	49.0	27,128	70.2
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	国立	67	90.5	68	88.3	9	47.4	18	40.0	182	75.3
	公立	19,324	92.7	9,071	92.4	2,490	59.0	664	67.1	31,569	88.0
	私立	176	79.8	546	69.3	669	45.8	4	28.6	1,415	56.0
	計	19,567	92.6	9,685	90.7	3,188	55.5	706	65.5	33,146	85.8
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	国立	43	58.1	47	61.0	3	15.8	15	33.3	108	50.2
	公立	13,733	65.9	7,137	72.7	1,639	38.8	533	52.3	23,042	64.2
	私立	97	43.9	282	35.8	418	27.8	4	28.6	801	31.7
	計	13,873	65.7	7,466	69.9	2,060	35.8	552	51.2	23,951	62.0
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	国立	55	74.3	58	75.3	12	63.2	10	22.2	135	62.8
	公立	12,929	62.1	7,599	77.4	2,725	64.5	259	25.4	23,512	65.5
	私立	96	43.4	407	51.6	694	46.1	1	7.1	1,198	47.4
	計	13,080	61.9	8,064	75.5	3,431	59.7	270	25.0	24,845	64.3
いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	国立	63	85.1	57	74.0	12	63.2	23	51.1	155	72.1
	公立	16,735	80.3	8,158	83.1	3,193	75.6	595	58.4	26,681	79.9
	私立	119	53.6	405	51.4	765	50.8	2	14.3	1,291	51.0
	計	16,917	80.1	8,620	80.7	3,970	69.1	620	57.5	30,127	78.0
教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	国立	27	36.5	20	26.0	6	31.6	6	13.3	59	27.4
	公立	8,816	42.3	4,549	46.4	1,526	36.1	239	23.5	15,130	42.2
	私立	24	10.9	78	9.9	137	9.1	0	0.0	239	9.5
	計	8,867	42.0	4,647	43.5	1,669	29.0	245	22.7	15,428	39.9
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	国立	15	20.3	16	20.8	4	21.1	7	15.6	42	19.5
	公立	8,351	40.1	3,878	39.5	1,491	35.3	262	25.7	13,982	39.0
	私立	28	12.7	108	13.7	200	13.3	1	7.1	337	13.3
	計	8,394	39.7	4,002	37.5	1,695	29.5	270	25.0	14,361	37.2
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協働する機会を設けた。	国立	13	17.6	8	10.4	1	5.3	0	0.0	22	10.2
	公立	6,096	29.3	2,945	30.0	700	16.6	138	13.5	9,879	27.5
	私立	8	3.6	25	3.2	47	3.1	0	0.0	80	3.2
	計	6,117	28.9	2,978	27.9	748	13.0	138	12.8	9,981	25.8
いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	国立	9	12.2	7	9.1	3	15.8	1	2.2	20	9.3
	公立	4,290	20.6	2,347	23.9	585	13.9	117	11.5	7,339	20.4
	私立	2	0.9	23	2.9	42	2.8	0	0.0	67	2.6
	計	4,301	20.4	2,377	22.3	630	11.0	118	10.9	7,426	19.2
その他	国立	3	4.1	0	0.0	0	0.0	1	2.2	4	1.9
	公立	418	2.0	228	2.3	142	3.4	37	3.6	825	2.3
	私立	5	2.3	12	1.5	58	3.9	2	14.3	77	3.0
	計	426	2.0	240	2.2	200	3.5	40	3.7	906	2.3

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分における学校総数に対する割合。

平成23年度～平成24年度の推移

平成24年度調査「3. いじめ」(11)

<参考10>いじめの態様の推移



【国公立】

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	23年度	21,861	66.0	20,822	67.1	3,598	59.8	177	52.4	46,258	65.9
	24年度	74,044	63.1	42,456	66.7	10,291	63.2	512	62.7	127,305	64.3
仲間はずれ、集団による無視をされる。	23年度	7,489	22.6	5,524	18.0	815	13.5	27	8.0	13,855	19.7
	24年度	27,289	23.2	11,922	18.7	2,960	18.2	112	13.7	42,283	21.3
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	23年度	7,942	24.0	6,164	20.0	1,461	24.3	79	23.4	15,646	22.3
	24年度	27,067	23.1	11,926	18.7	3,106	19.1	209	25.6	42,310	21.4
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	23年度	2,018	6.1	2,242	7.3	638	10.6	26	7.7	4,924	7.0
	24年度	11,087	9.4	4,237	6.7	1,288	7.9	85	10.4	16,697	8.4
食品をたかられる。	23年度	560	1.7	773	2.5	369	6.1	19	5.0	1,721	2.5
	24年度	3,870	3.3	1,556	2.4	740	4.5	47	5.8	6,216	3.1
食品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	23年度	2,526	7.6	2,429	7.9	479	8.0	30	8.9	5,464	7.8
	24年度	10,837	9.2	4,741	7.5	1,384	8.5	78	9.5	17,040	8.6
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	23年度	2,113	6.4	2,158	7.0	650	10.8	47	13.9	4,968	7.1
	24年度	10,948	9.3	4,626	7.3	1,583	9.7	92	11.3	17,249	8.7
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	23年度	358	1.1	1,732	5.6	870	14.5	32	8.5	2,992	4.3
	24年度	1,879	1.4	3,700	5.8	2,401	14.8	75	9.2	7,855	4.0
その他	23年度	1,317	4.0	797	2.6	275	4.6	14	4.1	2,403	3.4
	24年度	5,059	4.3	2,002	3.1	785	4.8	50	6.1	7,896	4.0

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

平成24年度～平成25年度の推移

平成25年度調査「3. いじめ」(11)

<参考10>いじめの態様の推移

【国公立】

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)	件数 (件)	構成比(%)
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	24年度	74,045	63.1	42,458	66.7	10,291	63.2	512	62.7	127,306	64.3
	25年度	75,238	63.3	37,408	67.7	6,688	60.4	444	57.8	119,758	64.4
仲間はずれ、集団による無視をされる。	24年度	27,289	23.2	11,922	18.7	2,960	18.2	112	13.7	42,283	21.3
	25年度	26,104	22.0	9,498	17.2	1,829	16.6	82	10.7	37,513	20.2
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	24年度	27,067	23.1	11,928	18.7	3,106	19.1	209	25.6	42,310	21.4
	25年度	30,702	25.8	10,457	18.9	2,018	18.3	180	23.4	43,357	23.3
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	24年度	11,087	9.4	4,237	6.7	1,288	7.9	85	10.4	16,697	8.4
	25年度	10,489	8.8	3,381	6.1	819	7.4	60	7.8	14,749	7.9
食品をたかられる。	24年度	3,870	3.3	1,559	2.4	740	4.5	47	5.8	6,216	3.1
	25年度	3,253	2.7	1,000	1.8	468	4.2	24	3.1	4,745	2.6
食品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	24年度	10,837	9.2	4,741	7.5	1,384	8.5	78	9.5	17,040	8.6
	25年度	10,438	8.8	3,888	6.7	906	8.2	71	9.2	15,105	8.1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	24年度	10,948	9.3	4,626	7.3	1,583	9.7	92	11.3	17,249	8.7
	25年度	10,585	8.9	3,877	7.0	1,039	9.4	71	9.2	15,572	8.4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	24年度	1,879	1.4	3,700	5.8	2,401	14.8	75	9.2	7,855	4.0
	25年度	1,711	1.4	4,835	8.8	2,176	19.7	65	8.5	8,787	4.7
その他	24年度	5,059	4.3	2,002	3.1	785	4.8	50	6.1	7,896	4.0
	25年度	5,782	4.8	1,967	3.6	521	4.7	41	5.3	8,291	4.5

(注1)複数回答可とする。

(注2)構成比は、各区分における認知件数に対する割合。

平成25年度調査「3. いじめ」(11)〈参考14〉

18万超の認知件数!!

(3-12)都道府県別いじめの認知件数等(国公立)

①いじめの認知件数 (件)							②アンケート調査実施状況		
都道府県	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	1000人当たりの認知件数	実施学校数(校)	実施率	
1 北海道	1,121	1,733	782	33	3,669	6.5	2,188	99.6%	
2 青森県	344	548	73	3	968	6.6	583	97.0%	
3 岩手県	467	245	127	10	849	6.0	620	96.3%	
4 宮城県	14,535	2,741	340	8	17,624	69.4	734	95.9%	
5 秋田県	403	456	254	2	1,115	10.6	420	97.7%	
6 山形県	1,411	796	498	9	2,712	21.4	456	97.6%	
7 福島県	104	117	35	2	258	1.2	836	97.9%	
8 茨城県	2,953	1,649	101	3	4,706	13.7	912	95.1%	
9 栃木県	950	914	163	1	2,028	9.0	653	98.2%	
10 群馬県	623	440	238	6	1,307	5.8	628	99.2%	
11 埼玉県	1,086	1,648	166	7	2,907	3.8	1,486	96.2%	
12 千葉県	13,914	6,259	264	9	20,446	31.2	1,398	93.6%	
13 東京都	5,633	4,089	309	42	10,073	8.1	2,358	86.0%	
14 神奈川県	4,139	2,844	263	51	7,297	7.8	1,585	93.8%	
15 新潟県	576	717	95	6	1,394	5.5	892	98.6%	
16 富山県	328	308	42	8	686	5.8	333	95.7%	
17 石川県	557	313	133	11	1,014	7.8	380	95.7%	
18 福井県	412	303	136	4	855	9.2	336	98.2%	
19 山梨県	1,125	1,016	112	1	2,254	22.4	321	93.0%	
20 長野県	670	628	132	25	1,455	5.9	668	92.6%	
21 岐阜県	1,757	1,064	206	45	3,072	12.9	679	98.7%	
22 静岡県	2,515	1,865	129	20	4,529	10.9	957	94.6%	
23 愛知県	6,983	3,867	357	13	11,220	13.2	1,647	95.9%	
24 三重県	640	544	66	5	1,255	5.9	662	99.2%	
25 滋賀県	715	490	110	16	1,331	7.8	405	96.2%	
26 京都府	22,789	4,193	1,036	100	28,118	99.8	687	90.9%	
27 大阪府	2,635	2,057	283	46	5,021	5.2	1,791	94.2%	
28 兵庫県	1,328	1,134	354	13	2,829	4.6	1,382	95.1%	
29 奈良県	579	514	196	9	1,298	8.2	395	98.0%	
30 和歌山県	1,883	462	281	23	2,649	23.7	452	93.2%	
31 鳥取県	52	73	20	12	157	2.4	228	92.7%	
32 島根県	137	142	60	5	344	4.4	377	96.7%	
33 岡山県	371	455	189	8	1,023	4.6	670	97.2%	
34 広島県	533	451	131	11	1,126	3.6	911	96.3%	
35 山口県	405	415	83	11	894	5.9	590	97.8%	
36 徳島県	292	261	15	10	578	7.1	326	97.0%	
37 香川県	70	158	42	0	270	2.4	300	84.0%	
38 愛媛県	233	378	71	0	682	4.4	541	97.5%	
39 高知県	183	311	37	9	540	6.9	381	96.5%	
40 福岡県	606	623	200	12	1,441	2.6	1,341	97.8%	
41 佐賀県	42	62	134	0	238	2.3	331	98.5%	
42 長崎県	1,148	610	194	3	1,955	12.1	638	95.1%	
43 熊本県	2,549	872	486	18	3,925	19.1	659	97.5%	
44 大分県	2,478	832	184	2	3,496	27.1	495	87.1%	
45 宮崎県	7,846	1,349	199	58	9,452	71.5	441	95.0%	
46 鹿児島県	8,453	4,036	1,683	68	14,240	72.0	878	97.8%	
47 沖縄県	232	268	52	10	560	2.8	498	95.8%	
合 計	118,805	55,248	11,038	768	185,860	13.4	36,449	95.5%	
平成24年度	117,384	63,634	16,274	817	198,109	14.3	36,542	95.2%	

# 平成25年度調査「3. いじめ」(11)

<参考8>いじめの発見のきっかけの推移

保護者(家庭)も  
発見に努めよう!!

【国公立】

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
学校の教職員等が発見	24年度	86,780	73.9	38,323	60.2	11,426	70.2	492	60.2	137,001	69.2
	25年度	86,426	72.7	32,140	58.2	7,525	68.2	460	59.9	126,550	68.1
学級担任が発見	24年度	16,099	13.7	7,706	12.1	1,393	8.5	141	17.3	25,329	12.9
	25年度	15,667	13.2	7,140	12.9	746	6.8	198	25.8	23,751	12.8
学級担任以外の教職員が発見(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	24年度	1,160	1.0	2,937	4.6	659	4.0	39	4.8	4,795	2.4
	25年度	1,317	1.1	2,448	4.4	410	3.7	46	6.0	4,221	2.3
養護教諭が発見	24年度	366	0.3	513	0.8	132	0.8	1	0.1	1,012	0.5
	25年度	490	0.4	475	0.9	85	0.8	3	0.4	1,053	0.6
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	24年度	294	0.3	162	0.3	39	0.2	0	0.0	495	0.2
	25年度	137	0.1	148	0.3	36	0.3	1	0.1	322	0.2
アンケート調査など学校の取組により発見	24年度	68,841	58.6	27,005	42.4	9,213	56.6	311	38.1	105,370	53.2
	25年度	68,814	57.9	21,929	39.7	6,248	56.6	212	27.6	97,203	52.3
学校の教職員以外からの情報により発見	24年度	30,624	26.1	25,311	39.8	4,848	29.8	325	39.8	61,108	30.8
	25年度	32,380	27.3	23,108	41.8	3,514	31.8	308	40.1	59,310	31.9
本人からの訴え	24年度	14,932	12.7	13,589	21.4	2,885	17.7	191	23.4	31,597	15.9
	25年度	16,579	14.0	12,301	22.3	2,121	19.2	196	25.4	31,196	16.8
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	24年度	10,534	9.0	7,407	11.6	982	6.0	64	7.8	18,987	9.6
	25年度	10,701	9.0	7,005	12.7	754	6.8	70	9.1	18,530	10.0
児童生徒(本人を除く)からの情報	24年度	2,846	2.4	2,677	4.2	681	4.2	47	5.8	6,251	3.2
	25年度	2,914	2.5	2,397	4.3	446	4.0	32	4.2	5,788	3.1
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	24年度	1,895	1.6	1,290	2.0	186	1.1	15	1.8	3,386	1.7
	25年度	1,794	1.5	1,144	2.1	140	1.3	6	0.8	3,084	1.7
地域の住民からの情報	24年度	158	0.1	153	0.2	10	0.1	2	0.2	323	0.2
	25年度	123	0.1	80	0.1	8	0.1	2	0.3	213	0.1
学校以外の関係機関(相談機関等含む)からの情報	24年度	152	0.1	133	0.2	53	0.3	6	0.7	344	0.2
	25年度	182	0.2	119	0.2	25	0.2	3	0.4	329	0.2
その他(匿名による情報など)	24年度	107	0.1	62	0.1	51	0.3	0	0.0	220	0.1
	25年度	87	0.1	62	0.1	21	0.2	0	0.0	170	0.1
計	24年度	117,384	100.0	63,634	100.0	18,274	100.0	817	100.0	198,109	100.0
	25年度	118,805	100.0	55,248	100.0	11,039	100.0	768	100.0	185,860	100.0

(注)「学校の教職員等が発見」が「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、その内訳についても該当するものを一つ選択している。

# 平成25年度調査「3. いじめ」(11)

<参考9>いじめられた児童生徒の相談の状況の推移

子どもたちに向き合おう!!

【国公立】

区分		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
		件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
学級担任に相談	24年度	89,211	76.0	45,405	71.4	9,024	55.5	577	70.6	144,217	72.8
	25年度	87,817	73.9	40,310	73.0	6,510	59.0	551	71.7	135,188	72.7
学級担任以外の教職員に相談(養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く)	24年度	8,638	7.4	10,604	16.7	2,507	15.4	100	12.2	21,849	11.0
	25年度	6,945	5.8	9,489	17.2	2,021	18.3	111	14.5	18,566	10.0
養護教諭に相談	24年度	4,754	4.0	4,514	7.1	1,406	8.6	15	1.8	10,689	5.4
	25年度	3,838	3.2	3,570	6.5	886	8.0	24	3.1	8,318	4.5
スクールカウンセラー等の相談員に相談	24年度	3,035	2.6	3,305	5.2	823	5.1	4	0.5	7,167	3.6
	25年度	2,283	1.9	2,828	5.1	556	5.0	10	1.3	5,677	3.1
学校以外の相談機関に相談(電話相談やメール等も含む)	24年度	1,625	1.4	1,025	1.6	210	1.3	3	0.4	2,863	1.4
	25年度	784	0.7	843	1.5	105	1.0	12	1.6	1,744	0.9
保護者や家族等に相談	24年度	35,641	30.4	17,803	28.0	3,313	20.4	122	14.9	56,879	28.7
	25年度	30,114	25.3	14,347	26.0	2,089	18.9	133	17.3	46,683	25.1
友人に相談	24年度	15,457	13.2	9,327	14.7	3,066	18.8	39	4.8	27,889	14.1
	25年度	8,557	7.2	6,267	11.3	1,465	13.3	29	3.8	16,318	8.8
その他(地域の人など)	24年度	864	0.7	447	0.7	162	1.0	11	1.3	1,484	0.7
	25年度	1,002	0.8	293	0.5	118	1.1	4	0.5	1,417	0.8
誰にも相談していない	24年度	11,267	9.6	6,423	10.1	3,211	19.7	134	16.4	21,035	10.6
	25年度	10,227	8.6	4,503	8.2	1,875	17.0	108	14.1	18,713	9.0

(注1) 複数回答可とする。

(注2) 構成比は、各区分における認知件数に対する割合。



# いじめ防止対策推進法 (第1章 総則 第1条～第4条)

## (目的)

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

## (定義)

- 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

## (基本理念)

- 第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(原文のまま)

## 解説

### 第1章 総則(この法律全体に関する基本的なこと)

#### 第1条(いじめ対策推進法の目的)

いじめは、教育を受ける権利を侵害しながら心や体を傷つけ、児童のすこやかな成長や人格の形成に悪影響を与えます。それにとどまらず、命に危険を与える場合もあります。いじめ対策推進法は、いじめを未然に防いだり、早く発見して正しく対処したりするために作られました。

#### 第2条(いじめの定義)

いじめとは、子どもが、自分に関係のある子どもに対して心理的、物理的に攻撃し、ある子どもに心理的、物理的な影響を与える行為のことです。また攻撃に遭った子どもが苦しんだりすることです。今では心理的、物理的の枠を超えてインターネットを使った攻撃もいじめです。いじめを行ってしまった子がどういう意図でも、影響を受けた子が傷つけば、それはいじめです。

#### 第3条(基本理念)

まず、いじめはみんなの問題だと考えましょう。そして子どもたちが学校でも家でも外でも、どこでも安心して暮らせるようにみんなで協力しなければいけません。いじめを行わないようにすることはもちろんのこと、それを見て見ぬふりをさせないように、いじめの問題について子どもたちに深く理解させましょう。そして、いじめの被害に遭った子どもを守る事が一番大切です。そのために、国、都道府県、学校、地域住民、家庭、すべての人々の協力の下、いじめの問題に取り組む必要があります。

#### 第4条(いじめの禁止)

いじめをしてはいけません。

※上記の内容はあくまでわかりやすく条文を説明したもので、個別具体的なケースの適用に際しては解釈の余地があります。

## 学校用 重大事態が発生した時の公的な対応フローを知っておこう

### いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

#### ● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

#### ● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

#### ● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

#### ● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

#### ● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体となる場合

#### ● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

※国立教育政策研究所生徒指導リーフ  
「いじめのない学校づくり」P23より

# いじめ防止対策に関する地方自治体の事例紹介

(例：京都市教育委員会の取り組み) ※参考にして下さい。

## 市民ぐるみでいじめをなくそう

～京都市いじめの防止等に関する条例及び取組指針を策定～

京都市では、平成26年10月に「京都市いじめの防止等に関する条例」を施行するとともに、平成27年1月にはより具体的な取組内容を規定した「京都市いじめの防止等取組指針」を策定しました。

### どうして条例ができたの？

どの子どもにも、どの学校にも起こり得る「いじめ」。いじめは、心身の健全な成長に重大な影響を与え、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあります。本市及び教育委員会、学校、保護者、市民・事業者、子ども、社会一体となっていじめの問題に向き合い、いじめの防止等の取組を充実していくため、本市のいじめの防止等の基本方針となる条例を施行しました。

### 条例・取組指針の内容は？

- いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止の取組を推進します。
  - 市は取組指針を、学校は基本方針を策定して、いじめの防止等の取組を推進します。
  - いじめを受けた子どもの心情を尊重し、その保護を第一に考え、必ず解決するという姿勢で、いじめを受けた子ども・保護者への支援を行います。
  - いじめは決して許さないという毅然とした態度で、再発防止に向け、いじめを行った子どもがいじめを行うこととなった背景を踏まえた指導を行うとともに、いじめを行った子どもの保護者への支援を行います。
- いじめの防止等の責務や役割を明確にしました。
  - 本市及び教育委員会、学校、保護者、市民・事業者、子ども、社会一体となっていじめの問題に向き合います。
- 警察や児童相談所など関係機関等との連携を強化します。
- 重大事態※が起こった場合、学校や教育委員会の下に組織を設置し、調査を行います。

※【いじめ防止対策推進法第28条(抄)】  
 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 条例・取組指針では、それぞれの役割を定めています。

### 京都市教育委員会

- 取組指針の策定とともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等の取組を行う。
- いじめへの対応や教職員の資質向上、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等を行う。

### 京都市

保護者、市民、事業者、関係機関等と連携して、いじめの防止等の取組を京都市総体として推進する。

### 保護者

- 子どもがいじめをしないよう、健やかで心豊かに育む。
- 子どもがいじめを受けたら適切にいじめから保護する。

### 学校

- 学校いじめの防止等基本方針を策定する。
- 校内体制を整備する。
- 子どもの規範意識を醸成する。
- いじめの未然防止、早期発見、再発防止、いじめ事案への対処を行う。

### 市民・事業者

- いじめの防止等の対策に積極的に協力する。
- 子どもが健やかで心豊かに育まれる環境の整備に努める。



子どもの命を守り、子どもが安心して生活し、学ぶことができるよう、いじめをなくしていきましょう。

条例・取組指針本文やパブリックコメントの結果等は→ [京都市いじめの防止等に関する条例](#) 検索

# 市民ぐるみでいじめをなくそう

## ～気づいていますか？子どものサイン～

子どもにとって、いじめは相談しにくいもの。大人が子どものサイン(変化)に気づくことが大切です。

### 朝(登校前)

- 体の具合が悪いと言い、学校を休みたがっていませんか？
- 食欲がなくなったり、だまって食べていませんか？

### 夕(下校後)

- 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがっていませんか？
- 親しい友達が遊びに来なかったり、友達と遊びに行かないことが続いていませんか？
- ケータイ・スマホの着信音におびえていませんか？

### 夜(就寝前)

- 表情が暗く、学校や友達の話、家族との会話が減っていませんか？
- 理由をはっきり言わないアザやキズアトがありませんか？
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増えていませんか？

### 夜間(就寝後)

- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れていませんか？
- 服がよごれていたり、やぶれていませんか？
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続いていませんか？

### いじめをしていませんか？

- 言葉づかいが荒くなったり、言うことをきかず、人のことをバカにしていますか？
- 買ったおぼえのない物を持っていますか？
- 与えたお金以上のものを持っていたり、おこづかいでは買えないものを持っていますか？

## あれ？もしかして？と思ったとき

子どもが話しやすい雰囲気づくりを心がけましょう。

子どもにとって良き相談相手になりましょう。問い詰めるのではなく、子どもの気持ちを受け入れることが大切です。

いじめが疑われるときは、学校に相談しましょう。

まず正確な事実を把握することが第一です。お家の方の心配を学校に伝え、家庭と学校とが情報を共有することで、どんな問題が起こっているのかははっきりし、解決につながります。

「いじめは許されないこと」「いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないこと」をはっきり伝えましょう。

気になることは学校に相談しましょう。また、学校以外に相談できる窓口もあります。

いじめ相談 24時間ホットライン	さあこい なやみよ 075-351-7834	年中無休・24時間対応
いじめメール相談	ijime-soudan-mail@edu.city.kyoto.jp	年中無休・24時間受付 (メール相談の受付から返信まで3日程度 (土・日・祝・年末年始を除く)を要する)



## ●家庭で発見!! いじめサイン事例集

(例：射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会でのとりまとめ) ※参考にして下さい。

射水市青少年健全育成のための行動指針から抜粋

射水市では、児童生徒のいじめや問題行動に対し、学校・地域及び家庭が連携を深め一体となって取り組むため、射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会を設置しています。

### 〈いじめられている子どものサイン〉

- 登校を渋ったり、「ただいま」の声になんとなく元気がなくなったりする。
- 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。
- 持ち物をなくすようになったり、買い与えていない物を持っていたりする。
- 学校のことを話したがる。
- 無気力になったり、食欲がなくなったりする。
- 親しくしていた友達との行き来がなくなり、外出しないようになる。
- 友達や先生（指導者など）に対する不満を口にするようになる。
- 金遣いが荒くなったり、金品を持ち出したりする。
- 家族との接触をさげ、何か隠しているような気配が感じられる。 など

### 〈いじている子どものサイン〉

- 言葉づかいが荒くなり、友達に対して命令口調になる。
- 反抗的な態度を取るようになる。
- すぐ怒ったり、文句を言ったりする。
- 与えた以上のお金を持っている。
- 買い与えていない物を持っている。 など

### すぐに相談をしてください

#### 〈いじめにあっているのではないかと感じたら〉

お子さんの思いをしっかりと受け止め、「あなたを絶対に守る」と安心感を与えてあげてください。また、抱きしめたり、手を握りしめたりして、スキンシップを図り親の愛情を伝え、かけがえのない大事な存在であると伝えましょう。

#### 〈いじめをしているのではないかと感じたら〉

いじめをすることはどんな理由があっても決して許されない行為であることを伝え、いじめを繰り返さないという気持ちになるまで寄り添ってください。

#### 〈いじめを傍観しているのではないかと感じたら〉

傍観者になってしまったことの原因を聞き、気持ちを受け止めるとともに、「いじめの周囲にいて、はやし立てたり傍観したりすることもいじていることと同じである」ということを伝えてください。

お子さんがいじめに関わっているのではないかと感じたら、すぐに学校に相談してください。各種相談窓口もご利用ください。(資料 19 ページ)

## ●参考文献

- ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/10/\\_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/_icsFiles/afieldfile/2014/10/16/1351936_01_1.pdf)  
「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
- ・京都市教育委員会  
<http://www.pref.kyoto.jp/shingikai/jinken-01/documents/izimehandobookp1-p8.pdf>
- ・射水市学校教育課  
<http://www.city.imizu.toyama.jp/hp/svsechp.aspx?seccd=4001000>  
「射水市児童生徒サポートネットワーク連絡協議会 射水市青少年健全育成のための行動指針」
- ・国立教育政策研究所  
<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/zentai00.pdf>

## ●協力

- ・文部科学省
- ・富山県教育委員会
- ・京都市教育委員会
- ・射水市教育委員会

平成27年 いじめ対策に関する保護者向けハンドブック

---

公益社団法人 日本PTA全国協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂7-5-38

電話 03-5545-7151

発行 平成27年8月

---

無許可で複製することを禁じます。